

夏合宿第3問

1. 甲は、Q組組長として配下に総勢約3100人余りの組員を抱えていた。Q組には、甲を専属で警護するボディガードがおり、この者たちはアメリカ合衆国の警察の特殊部隊に由来するスワットという名称で呼ばれていた。スワットは襲撃してきた相手に対抗できるように拳銃等の装備を持ち、甲が外出して帰宅するまで終始行動を共にし、警護する役割を担っていた。
2. 甲は、遊興等の目的で上京することを決め、Q組組長秘書ら2名とスワット4名が随行し、東京における接待の役割をQ組R会会長Xが担当することとなった。甲らが羽田空港に到着すると、先に上京していたスワット3名が5台の車を用意して出迎えた。最初に立ち寄った店を出る頃には、次のような態勢となった。①先回り車にはQ組本部のスワット1名とR会のスワット1名が各自実包の装填された拳銃1丁を携帯して乗車した。②先導車にはXが乗車した。③甲車には甲のほか秘書らが乗車した。④スワット車にはQ組本部のスワット3名が各自実包の装填された拳銃1丁を携帯して乗車した。
3. 甲らは、この車列を崩すことなく、一体となって都内を移動していた。また、遊興先の店付近に到着して、甲が車と店の間を行き来する際には、甲の直近を組長秘書らがガードし、その外側を拳銃を携帯するスワットらが警戒しながら一団となって移動し、店内では、組長秘書らが不審な者がいないか確認するなどして警戒し、店外では、その出入口付近で、拳銃等を携帯するスワットらが警戒して待機していた。
4. 甲らは、最後の遊興先である飲食店を出て宿泊先に向かうことになったが、その途中で、警察官らがその車列に停止を求め、各車両に対し、あらかじめ発付を得ていた捜索差押許可状による捜索差押えを実施し、甲車のすぐ後方に続いたスワット車の中から、拳銃3丁等を発見・押収し、甲らは現行犯逮捕された。また、先乗り車でホテルに到着していたスワット2名は、所持していた拳銃各1丁等を投棄していたが、これらも警察官により発見された。
5. スワットらは甲を警護する目的で実包の装填された拳銃を所持していたものであり、甲もスワットらによる警護態様、甲自身の過去におけるボディガードとしての経験等から、スワットらが甲を警護するために拳銃等を携行していることを概括的とはいえ確定的に認識していた。また、甲は、スワットらに拳銃を持たないように指示命令することもできる地位・立場にいながら、そのような警護をむしろ当然のこととして受け入れ、これを認容し、スワットらも、甲のこのような意思を察していた。もっとも、甲はスワットらに拳銃を持つように積極的に指示したり命令したりすることはなかった。
- 甲に銃砲刀剣類所持等取締法違反の共同正犯が成立するか検討せよ。

35 参考法令：銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）（抜粋）

第2条 この法律において「銃砲」とは、拳銃.....をいう。

第3条 何人も.....銃砲.....を所持してはならない。

2~4 略

第31条の3 第3条第1項の規定に違反して拳銃等を所持した場合には、当該違反行為をした者は、1年以上10年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等の数が2以上であるときは、1年以上15年以下の懲役に処する。

2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係る拳銃等を、当該拳銃等に適合する実包又は当該拳銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、3年以上の有期懲役に処する。

3~4 略

5

10

参考判例：最決平成15年5月1日刑集57巻5号507頁